

政務活動費運用マニュアル

令和7年4月

柳井市議会

1 政務活動費について

(1) 制度の趣旨

政務活動費とは、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、普通地方公共団体から交付される費用である。

平成12年の地方自治法（以下「法律」という。）の一部改正により、議員の調査研究に資するために政務調査費として制度化された。

さらに、平成24年に法律の一部を改正する法律が施行され、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めるとともに、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」については、条例で定めること、また、「議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるもの」とされた。

(2) 政務活動費の法的性格

政務活動費の根拠法令は、法律第100条第14項から第16項に規定されており、この法律の性格は、法律第232条の2の規定に基づく「補助金」とされている。

一般的に「補助金」は、ある目的のために使途を特定して交付されるものであり、残金が出た場合は返還の必要があり、年度内に発生した残金や不足分を翌年度に繰り越すことはできない。

また、その目的、趣旨及び使途基準から逸脱した場合は取り消しを受けるなど、返還しなければならない。年度途中で改選がある場合や会派が解散する場合は、その都度精算する必要がある。

(3) 政務活動とは

政務活動とは、議員活動のうち調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動のことである。

(4) 政務活動の公務性

政務活動費は、法律第100条第14項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、議員としての活動の性格を有している。したがって、政務活動は議員の自主的な活動とみなされ、議会活動（本会議、委員会、議員派遣等）の範囲には含まれず、公務ではないと判断され

る。

したがって、政務活動中の事故については公務災害補償の対象にはならない。また職員を随行させることや公用車を使用することはできない。

（５）使途の透明性の確保

平成２４年の法律の一部改正により、法律第１００条第１６項の規定に政務活動費の使途の透明性の確保が議長に求められたことや、衆参の総務委員会において使途の透明性の確保を求める付帯決議が可決されたことを踏まえ、柳井市議会政務活動費の交付に関する条例第１０条では「議長は提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と規定している。

このことから、柳井市議会では、各会派から提出された収支報告書に基づき、柳井市議会ホームページにおいて公表している。

２ 政務活動費の運用方針

（１）政務活動費を充てることができる経費の範囲

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例別表（第５条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費又は会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

（２）政務活動費を充てることができない経費

政務活動費の対象とされていない経費として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等が示されている。

柳井市議会では、取扱要領において、次のものについては充てることができない

としている。

①交際費的な経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病気見舞い、餞別、慶弔電報、年賀等の購入・印刷に係る経費

②目的のいかんにかかわらず寄付金贈与等の経費

- ・社会福祉、慈善、災害救助等の寄付に係る経費

③政党活動又は選挙活動に要する経費

- ・政党や後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に係る経費
- ・政党や後援会主催の「市政報告会」等の開催に係る経費

④飲食経費（ただし、市政及び会派の政策等に関する住民との意見交換会等の会議における簡単な茶菓子代を除く。）

- ・調査研究、研修、要請・陳情活動等での飲食費

⑤レクリエーション等の遊興の経費

- ・レクリエーション大会等の開催、参加に係る経費
- ・遊興を目的とした懇親会に係る経費

（３）按分の考え方

会派や議員の活動には、政務活動だけでなく、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多面的であり、１つの活動が政務活動と他の活動の両面を有することがあり、その境界は必ずしも明確に区分することはできない。

このことから、それぞれの活動に要した費用が明確に区分できない場合には、実態に即して合法的な按分率により充当することが可能であるが、社会通念上妥当と思われる按分率の確定は困難であることから、柳井市議会では適用しないものとする。

３ 使途基準の共通事項

（１）旅費

①会派視察や、研修会等の参加に要する旅費（交通費、日当、宿泊費等）の計算は、柳井市旅費条例に準じて算定するものとする。

②移動手段は、原則公共交通機関を利用するものとするが、やむを得ず自動車を使用する場合は、正規のレンタカー会社の運転手付き車両を借上げるものとする。

③会派視察におけるキャンセル料は、次の場合に認める。

- ・急な公務による場合

- ・ 本人が病気や怪我により取りやめる場合
- ・ 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合
- ・ 親族の葬儀に出席しなければならない場合
- ・ 視察先及び本市において天災が生じた場合
- ・ やむを得ない事情により議長が認めた場合

(2) 食事代、菓子代等

- ①食事代は原則支出できない。
- ②研修会等に付随する意見交換会・懇親会等の飲食を伴う会費は支出できない。
- ③研修会等の講師の食事代は、社会通念上妥当と認められ範囲内で提供できるものとする。
- ④研修会等の参加者に対する茶菓子程度の提供は差し支えないものとする。

(3) 備品の取り扱いについて

書籍を除く備品の購入は、原則支出しないこととする。

4 項目別充当指針

調査研究費
【内容】 会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
【主な支出項目】 交通費、宿泊費、車借上料、道路通行料、調査委託料等
【対象経費】 ・ 交通費、宿泊費、レンタカー借上料 ・ 市外の視察先への手土産（社会通念上妥当と認められる範囲内） ・ 調査に伴う施設入場料 ・ 先進地調査又は現地調査への参加者負担金 ・ キャンセル料（急な公務、天災、葬祭等やむを得ない場合） ・ 調査委託料
【対象外経費】 ・ 食事代（宿泊費に含まれるものを除く） ・ 市内の視察先への手土産 （公職選挙法第199条の2公職の候補者等の寄附の禁止に該当） ・ 調査の目的に当たらない経費
【留意事項】 ・ 会派視察に要する旅費（交通費、日当、宿泊費等）の計算は、柳井市旅費条例に準じて算定するものとする。 ・ やむを得ず自動車を使用する場合は、正規のレンタカー会社の運転手付き車両を借上げるものとする。 ・ 会派視察を実施する場合は、事前に議長に対し、「会派調査視察派遣申請書」を提出し実施すること。 ・ 会派視察終了後、「視察調査報告書」を提出すること。

研修費
【内容】 会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
【主な支出項目】 会場費、講師謝金、資料印刷費、出席者負担金、交通費等
【対象経費】 ・研修会、研究会等の会場・機材等借上料 ・講師に対する謝金、交通費、宿泊費、食事代、お土産代、茶菓子代（社会通念上妥当と認められる範囲内） ・研修会、研究会等の参加者に対するお茶代、茶菓子代（社会通念上妥当と認められる範囲内） ・交通費、宿泊費、研修会受講料 【対象外経費】 ・研修会等に付随して開催される意見交換会・懇親会等の飲食を伴う会費 ・政党及び政治団体が主催する研修会等への出席経費 ・研修会、研究会等の参加者に対する食事代 ・政務とは関係のない、個人の資質の向上を目的とする講座等の受講料 【留意事項】 ・会派が研修会等を実施した場合は、開催通知や開催要領等の内容が分かる資料を添付すること。 ・研修会、研究会等を開催する場合は、選挙活動や後援会等の政治活動と混同されないよう注意すること。 ・研修会、講演会等に参加した場合は、内容が分かる資料を添付すること。 ・研修会、講演会等の参加に要する旅費（交通費、日当、宿泊費等）の計算は、柳井市旅費条例に準じて算定するものとする。 ・研修会、講演会等終了後、「研修報告書」を提出すること。

広報・広聴費
【内容】 会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費又は会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
【主な支出項目】 広報紙・報告書・資料等印刷費、会場費、送料等
【対象経費】 ・会派で発行する市政報告などの広報紙発行に係る印刷製本費、送料等 ・会派の議会活動報告会等のための会場・機器借上料 ・報告会等の参加者に対するお茶代、茶菓子代（社会通念上妥当と認められる範囲内） ・公聴会や意見交換会を開催するための会場・機器借上料 ・公聴会等の開催に係る印刷製本費 ・公聴会等の参加者に対するお茶代、茶菓子代（社会通念上妥当と認められる範囲内） ・アンケートによる意見聴取等に係る印刷代、郵送料等 【対象外経費】 ・政党活動、後援会活動に関する広報誌発行に係る経費 ・政党又は後援会等と共同して発行する経費 ・報告会等の会場として不適当と考えられる場所で行われる会場費（酒類の提供を主とする場所） ・食事代 【留意事項】 ・広報紙等の発行は、議会活動や市政の政策の報告に関するものとし、作成にあたっては、後援会活動や政党活動等の誤解を招かないように配慮すること。 ・広報紙等を発行した場合は、成果品を添付すること。 ・資料やアンケート等を作成した場合は、成果品を添付すること。

要請・陳情活動
【内容】 会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
【主な支出項目】 要請書等の印刷製本費、交通費、宿泊料等
【対象経費】 ・要請書等の印刷製本費、送料、交通費、宿泊費等
【対象外経費】 ・要請等に内容に対して権限を有しない者に対する活動
【留意事項】 ・会派単位での要請・陳情活動を行う場合は、議長の許可を得ること。 ・要請・陳情活動を行った場合は、要請書又は陳情書の写しを議長に提出すること。 ・要請・陳情活動に要する旅費は、調査研究費の取扱いによるものとする。

資料作成費
【内容】 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
【主な支出項目】 印刷製本費、パソコン、消耗品、リース料等
【対象経費】 ・資料作成に係る印刷製本費、消耗品等 ・会派室に設置するパソコン、コピー機等のリース料 ・リースした、パソコン、コピー機等に係る必要経費（トナー代等）
【対象外経費】 ・政党活動、選挙活動、後援会活動の資料作成費
【留意事項】 ・資料を作成した場合は、成果品を添付すること。

資料購入費
【内容】 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
【主な支出項目】 書籍購入費、新聞・雑誌購読料等
【対象経費】 ・ 調査研究のために必要な書籍、専門誌、CD、DVD等 ・ 会派室用新聞（全国紙、地方紙各1紙まで） 【対象外経費】 ・ 調査研究に関係のない自己啓発目的の書籍等 ・ スポーツ新聞や趣味色の濃い書籍、雑誌等 ・ 所属する政党が発行する新聞、機関誌等の購読料 【留意事項】 ・ 柳井市議会では、山口新聞、周南新報を購読契約し議員控室で閲覧に供していることを考慮し契約すること。 ・ 改選期における定期購読は、任期までとする。

5 事務処理

(1) 調査報告書の提出

会派の代表者は、政務調査のための視察終了後、視察報告書を議長に提出しなければならない。

(2) 収支報告書の提出及び整理保管

会派の経理責任者は、政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。また、会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、当該収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(3) 領収書の添付

政務活動費を支出した場合は、領収書の原本を添付すること。やむを得ず領収書を受領できない場合は、会派代表者による支払証明書をもって代えることができる。

①領収書の宛名は会派名又は議員名とし、但し書きには、支出内容、数量等が記載されていること。

②レシートは、金額、日付、支出内容、数量、発行者等必要事項が記載されていれば、領収書と同様に取り扱う。

③口座振替の場合は、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。

④クレジットカードを利用した場合は、利用代金明細書の当該部分の写しを添付すること。

(4) 収支報告書の公表

各会派から提出された収支報告書に基づき一覧表を作成し、柳井市議会ホームページにおいて公表する。あわせて、各会派の収支報告書（領収書を含む）及び視察報告書もホームページで公表する。